

各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

家事支援サービス利用補助事業について（通知）

日頃より、当団体の事業運営につきまして、御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当団体の厚生事業については、令和5年度から令和9年度の事業運営を示す、第9次中期計画を策定するにあたり事業の見直しを行い、皆様からの声を反映し、再編成した事業を開始することといたしました。

そこで、第9次中期計画の新規事業として「家事支援サービス利用補助」を実施します。

つきましては、本通知及び互助会ホームページの事業紹介ページを御確認いただき、貴所属所職員に周知くださるようお願いいたします。

記

1 事業の趣旨

家事支援サービス利用補助を行うことで会員の家庭生活の安定を図り、もって勤務能率の向上に寄与することとする。

2 補助の対象

会員又はその配偶者、会員と同居する家族が、下記の事由により、日常生活を営むために一時的な家事の支援が必要となった場合

（利用事由） ①病気、②負傷、③出産、④リフレッシュ、⑤その他）

※その他（例）…冠婚葬祭、地域活動参加等

3 補助の範囲

（1）家事支援サービスを行う業者により、会員の居住する住居において行われるものとし洗濯、掃除、食事の準備及びその後始末等の平常の家事作業を対象とします。

（2）ハウスクリーニングを行う業者により、会員の居住する住居の室内、エクステリアで行われるものとし、通常の掃除では汚れを落とすことが出来ない、専門の道具を用いた特別な家事作業を対象とします。

4 補助日数

一年度内14日までとなります。ただし、上記3-（2）については14日のうち、1日のみ利用可能となります。

5 補助金額

（1）3-（1）利用1日（時間の制限はなし）6,000円

（2）3-（2）利用1日（時間の制限はなし）4,000円

※ 会員の支払った利用料が、補助金額に満たない場合には、当該支払額をもって補助の額とします。

※ 家事支援業者、ハウスクリーニングを行う業者が請求する入会金、交通費、紹介手数料は補助対象に含みます。

- 6 補助の対象となる利用期間及び提出期限
- (1) 利用期間…令和5年4月1日～令和6年3月31日
 - (2) 提出期限…令和6年4月10日(水) 福利課必着
- ※ 総務事務システム対象者の場合は、提出期限よりも余裕をもって御提出ください。

7 補助の申請方法

(1) 申請先

①総務事務システム対象機関(県教育局、県立教育機関(県立学校を含む))

別紙様式によらず、総務事務システムからの申請となります。

「送付票兼家事支援サービス利用補助事業請求書」に利用料の領収書(原本)を添付してください。

※令和5年度分の家事支援サービス利用補助の入力は、令和5年5月8日(月)から開始となります。

②上記①以外の所属

別紙様式「家事支援サービス利用補助請求書」をコピーし、利用料の領収書(原本)を添付して福利課へ提出してください。

提出先 〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階

埼玉県教育局教育総務部福利課 厚生担当

(2) 添付領収書について

《領収書に必要な記載事項》

①支払者氏名(原則:家事支援サービス利用補助請求者氏名) ②利用日

③支払金額 ④利用内容 ⑤発行者名及び押印

なお、詳細の記載がない場合は、内訳明細書等の利用状況の分かる書類を別途添付してください。

補助の対象となるか判断が出来ない場合は、請求前に福利課厚生担当へお問い合わせください。

(3) その他

家事支援サービス利用補助請求書の請求者印、所属所長欄(所属所長名、印)は不要です。所属所を経由せず御提出いただけます。

補助決定後、短期給付等受取口座に補助を送金します。

領収書の一例

領 収 書	
支払者氏名 (フルネーム) 「上様」や苗字のみ、未記入では受付できません。	令和□年□月□日
福利 一郎 様	
	〇, 〇〇〇 円
但 家事代行として 上記正に領収いたしました	
【内訳】	
〇, 〇〇〇円	
〇〇〇円	
〇〇〇円	
	〇〇〇会社 印

提出前に、利用事業者、印、が明記されていることをご確認ください。

8 よくあるお問い合わせ

Q 旧ホームヘルパー雇用補助で家事援助を利用していましたが、それと変更点はありますか。

A 変更点は以下のとおりとなります。

	変更後	変更前
ハウスクリーニング業者の利用	14日のうち1日	0日
利用時間/補助金額	利用1回から/6,000円を上限とします。 *ハウスクリーニングは、利用1回/4,000円を上限とします。	半日(4時間～8時間未満)/3,000円を上限。 1日(8時間以上)/6,000円を上限。
補助対象	入会金、家事支援業者が請求する交通費、紹介料は補助対象とします。	入会金、家事支援業者が請求する交通費、紹介料は補助対象外。

Q ハウスクリーニング業者とはどのような業者のことをいいますか。

A 平常の掃除では汚れを落とすことが出来ない箇所の掃除を、専門の道具を用いて行うことが出来る業者をいいます。

箇所の例としましては、

室内	換気扇、エアコン、キッチン、トイレ、床、カーペット、ソファ、窓、網戸、排水溝、風呂場の浴室や浴槽、乾燥機、洗濯機等の掃除です。
エクステリア	玄関・ベランダ・エントランス・カーポート・ガレージ、外壁等の掃除です。

Q 年末の大掃除をお願いした場合に補助対象になりますか。

A 補助対象となります。

Q この場合、家事支援サービス業者が行う掃除とハウスクリーニング業者が行う掃除の当日併用は出来ますか。

A 併用出来ます。

9 事業参加条件について

利用日に会員資格を有していること。

(請求書提出時の資格は問わない)

担当：福利課 厚生担当

電話：048-830-6703

R5.4

【注意事項】 ※不備がある場合は返送いたします。

- 注 1 4月3日付け所属所宛て通知を必ず御確認ください。
- 注 2 家事支援業者に支払った額が、補助額に満たない場合は、実際に支払った額が補助額になります。
- 注 3 請求の際は、領収書を添付し、領収書の日付以降に御提出ください。
- 注 4 領収書に下記必要事項が記載されていることを御確認ください。（不備がある場合は返送します。）
①支払者氏名(原則：家事支援サービス利用補助請求者氏名)、②利用日、③支払金額、④利用内容、
⑤発行者・印
- 注 5 紛失の恐れがあるため、領収書は下記または裏紙等に貼付けたものを添付して御提出ください。
- 注 6 補助は、決定後、短期給付等受取口座へ送金いたします。
- 注 7 県立学校等の教職員で、総務事務システムの使用対象者は、この様式によらず、システムから請求してください。

【家事支援サービス利用補助領収書貼付欄】